

新庄市健康福祉推進員設置要綱

(設置)

第1条 地域と密着した健康及び福祉に関する活動（以下「健康福祉活動」という。）を推進するため、新庄市健康福祉推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(活動内容)

第2条 推進員の活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康福祉活動に関する地域住民への啓発活動
- (2) 支援を必要とする者の情報の把握
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) その他健康福祉活動の推進に必要な事項

(委嘱)

第3条 推進員は、地域の健康福祉活動に理解と関心のある者のうちから区長（新庄市区長規則（昭和46年規則第8号）第1条第1項に規定する区長をいう。）が推薦し、市長が委嘱する。

2 区長は、健康福祉推進員推薦書（様式第1号）により市長に推薦するものとする。

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、補欠により選任された推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第5条 推進員には、報酬は支給しない。

(守秘義務)

第6条 推進員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(解嘱)

第7条 市長は、推進員が業務を遂行することに支障があると認めたときは、これを解嘱することができる。

(庶務)

第8条 推進員に関する庶務は、成人福祉課で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。